

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号
 行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件
 原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名
 被告 国

証拠説明書（甲B1～28）

2024年4月19日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護
 弁護士 三宅 弘
 弁護士 米倉 洋子



本書面は、2024年2月20日付で提出した令和6年（行ウ）第63号事件の証拠説明書につき、同事件が令和6年（行ウ）第62号事件と併合されたことにより、第63号事件の証拠番号を「甲B号証」と表記することになったことから、「号証」欄や「立証趣旨」欄中の一部表記を「甲」から「甲B」に変更したものであり、それ以外の標目・作成年月日・作成者・立証趣旨は変更していない。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲B1	行政文書不開示 決定通知書 原本	2021（令和3）年 6月23日	内閣官房内閣総務官	閣総593号決定（原処分） 原告岡田に対し、文書の不存在を理由として不開示決定がなされた事実 ※以下の決定同文。 閣総581号（原告宇野） 閣総592号（原告芦名） 閣総594号（原告加藤） 閣総595号（原告小澤） 閣総596号（原告松宮）
甲B2	行政文書不開示 決定通知書 原本	2021（令和3）年 5月21日	内閣情報官	閣情493号決定（原処分） 原告岡田に対し、文書の不存在を理由として不開示決定がなされた事実 ※以下の決定同文。 閣情491号（原告宇野） 閣情492号（原告芦名）

					<p>閣情 494 号 (原告加藤) 閣情 495 号 (原告小澤) 閣情 496 号 (原告松宮)</p>
甲 B 3	行政文書不開示 決定通知書	原本	2021 (令和 3) 年 5 月 21 日	内閣官房副長官補	<p>閣副 777 号決定 (原処分) 原告岡田に対し、文書の不存在を理由として不開示決定がなされた事実 ※以下の決定同文。 閣副 778 号 (原告加藤) 閣副 779 号 (原告小澤) 閣副 780 号 (原告松宮) 閣副 781 号 (原告芦名) 閣情 782 号 (原告宇野)</p>
甲 B 4	諮問通知書	原本	2021 (令和 3) 年 11 月 18 日	内閣総理大臣	<p>原告岡田に対する閣総 593 号の処分 に対する審査請求が情報審査会に諮問され、諮問番号が令和 3 年 (行情) 諮問 209 号とされた事実 ※以下の通知同文 諮問 203 号 (原告芦名) 諮問 206 号 (原告宇野) 諮問 212 号 (原告加藤) 諮問 215 号 (原告小澤) 諮問 218 号 (原告松宮)</p>
甲 B 5	諮問通知書	原本	2021 (令和 3) 年 11 月 18 日	内閣総理大臣	<p>原告岡田に対する閣情 493 号の処分 に対する審査請求が情報審査会に諮問され、諮問番号が令和 3 年 (行情) 諮問 210 号とされた事実 ※以下の通知同文 諮問 204 号 (原告芦名) 諮問 207 号 (原告宇野) 諮問 213 号 (原告加藤) 諮問 216 号 (原告小澤) 諮問 219 号 (原告松宮)</p>

甲B6	諮問通知書	原本	2021（令和3）年 11月18日	内閣総理大臣	原告岡田に対する閣副777号の処分 に対する審査請求が情報審査会に諮 問され、諮問番号が令和3年（行 情）諮問211号とされた事実 ※以下の通知同文 諮問205号（原告芦名） 諮問208号（原告宇野） 諮問214号（原告加藤） 諮問217号（原告小澤） 諮問220号（原告松宮）
甲B7	理由説明書	原本	2021（令和3）年 12月12日頃	内閣官房内閣総務官	原告岡田に対する閣総593号の処分 の理由説明 ※以下の理由説明書同文。 閣総581号の理由（原告宇野） 閣総592号の理由（原告芦名） 閣総594号の理由（原告加藤） 閣総595号の理由（原告小澤） 閣総596号の理由（原告松宮）
甲B8	理由説明書	原本	2021（令和3）年 12月12日頃	内閣官房内閣情報官	原告岡田に対する閣総493号の処分 の理由説明 ※以下の理由説明書同文。 閣情491号の理由（原告宇野） 閣情492号の理由（原告芦名） 閣情494号の理由（原告加藤） 閣情495号の理由（原告小澤） 閣情496号の理由（原告松宮）
甲B9	理由説明書	原本	2021（令和3）年 12月12日頃	内閣官房副長官補	原告岡田に対する閣副777号の処分 の理由説明 ※以下の理由説明書同文。 閣副778号の理由（原告宇野） 閣副779号の理由（原告芦名） 閣副780号の理由（原告加藤） 閣副781号の理由（原告小澤） 閣情782号の理由（原告松宮）

甲B10	答申書	原本	2023(令和5)年 8月7日	情報公開・個人情報 保護審査会	原告岡田に対する令和5年度(行 情)5065号~5067号答申 内閣官房の原処分(甲B1・2・3) に係る諮問(甲B4・5・6)に対す る答申 ※以下の答申同文。 5059~5061(原告芦名) 5062~5064(原告宇野) 5068~5070(原告加藤) 5071~5073(原告小澤) 5074~5076(原告松宮)
甲B11	裁決書	原本	2023(令和5)年 9月5日	内閣官房内閣総務官	原告岡田に対する令和5年閣総611 号裁決(棄却) 内閣官房内閣総務官の原処分(甲B 1)に係る審査請求についての裁決 ※以下の裁決同文。 閣総605号(原告芦名) 閣総608号(原告宇野) 閣総614号(原告加藤) 閣総617号(原告小澤) 閣総620号(原告松宮)
甲B12	裁決書	原本	2023(令和5)年 9月5日	内閣官房内閣情報官	原告岡田に対する令和5年閣総612 号裁決(棄却) 内閣官房内閣情報官の原処分(甲B 2)に係る審査請求についての裁決 ※以下の裁決同文。 閣総606号(原告芦名) 閣総609号(原告宇野) 閣総615号(原告加藤) 閣総618号(原告小澤) 閣総621号(原告松宮)
甲B13	裁決書	原本	2023(令和5)年 9月5日	内閣官房副長官補	原告岡田に対する令和5年閣613号 裁決(棄却) 内閣官房副長官補の原処分(甲B 3)に係る審査請求についての裁決 ※以下の裁決同文。 閣総607号(原告芦名) 閣総610号(原告宇野) 閣総616号(原告加藤) 閣総619号(原告小澤) 閣総622号(原告松宮)

甲B14	保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について(通知)	原本	2023(令和5)年 8月25日	内閣府大臣官房長	原告岡田に対する令和5年府人1045通知(部分開示) 内閣府大臣官房長が、令和3年府人719-2の存否応答拒否決定を取り消した裁決を踏まえ、上記決定を変更し部分開示をした事実の通知 ※以下の通知同文 府人1043号(原告宇野) 府人1044号(原告芦名) 府人1046号(原告加藤) 府人1047号(原告小澤) 府人1048号(原告松宮)
甲B15	部分開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 9月	(開示者) 内閣府大臣官房長	(1)令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①のうち部分開示された頁
甲B16	部分開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 9月	(開示者) 内閣府大臣官房長	(2)令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②のうち部分開示された頁
甲B17	部分開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 9月	(開示者) 内閣府大臣官房長	(3)令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③のうち部分開示された頁
甲B18	部分開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 9月	(開示者) 内閣府大臣官房長	(4)令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録。「R2.9.24 外すべき者(副長官から)」と記載されて原告らの氏名等が全部開示されている
甲B19	部分開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 9月	(開示者) 内閣府大臣官房長	(5)日本学術会議の任命について(文書番号:府人第1181号)のうち部分開示された頁
甲B20	開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局長	日本学術会議事務局長が、原告芦名の保有個人情報開示請求に対し、原告芦名の氏名、研究分野、所属・職名を開示した事実
甲B21	開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局長	日本学術会議事務局長が、原告加藤の保有個人情報開示請求に対し、原告加藤の氏名、研究分野、所属・職名を開示した事実
甲B22	開示された保有個人情報	写し	(開示された時期) 2023(令和5)年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局長	日本学術会議事務局長が、原告岡田の保有個人情報開示請求に対し、原告岡田の氏名、研究分野、所属・職名を開示した事実

甲B23	開示された保有 個人情報	写し	(開示された時期) 2023 (令和5) 年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局 長	日本学術会議事務局長が、原告小澤 の保有個人情報開示請求に対し、原 告小澤の氏名、研究分野、所属・職 名を開示した事実
甲B24	開示された保有 個人情報	写し	(開示された時期) 2023 (令和5) 年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局 長	日本学術会議事務局長が、原告松宮 の保有個人情報開示請求に対し、原 告松宮の氏名、研究分野、所属・職 名を開示した事実
甲B25	開示された保有 個人情報	写し	(開示された時期) 2023 (令和5) 年 11月	(開示者) 日本学術会議事務局 長	日本学術会議事務局長が、原告宇野 の保有個人情報開示請求に対し、原 告宇野の氏名、研究分野、所属・職 名を開示した事実
甲B26	答申書	原本	2023 (令和5) 年 8月7日	情報公開・個人情報 保護審査会	原告岡田に対する令和5年度(行 情)5079号答申が、内閣府大臣官 房長の存否応答拒否の原処分を取り 消すべきであるとした事実 ※以下の答申書同文 5077号(原告宇野) 5078号(原告芦名) 5080号(原告加藤) 5081号(原告小澤) 5082号(原告松宮)

甲B27	答申書	原本	2023（令和5）年 8月7日	情報公開・個人情報 保護審査会	<p>情報公開請求についての審査請求に係る令和5年度（行情）233号・234号・236号答申</p> <p>・答申が、内閣府大臣官房長の本件不開示部分（甲B15・16・17）に「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野、所属・職名」が記載されていることを明らかにしている事実（114～115頁）</p> <p>・答申が、日本学術会議事務局長が、情報公開請求では不開示とし、各原告の保有個人情報開示請求では各原告の氏名、研究分野、所属・職名を開示した（甲B20～25）「R2.6.12」と記載された文書（甲B28）の不開示部分について、諮問庁が、「任命者側から日本学術会議事務局に、令和2年任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記載したもの」と説明したことを明らかにしている事実（124頁）。</p>
甲B28	一部開示された 行政文書	原本	（開示された時期） 2021（令和3）年 6月	（開示者） 内閣府日本学術会議 事務局長	内閣府日本学術会議事務局長が一部開示した「R2.6.12」と記載された文書。